

請願 第14号

受付 平成29年 2月15日

付託 平成29年 3月 1日

取手市動物愛護行政に関する請願

紹介議員 阿部 洋子・佐藤 隆治・赤羽 直一

・請願趣旨

茨城県は、犬殺処分頭数の多い県として知られており、環境省データによると47都道府県中ワースト2位に留まっています。また猫は、殺処分頭数の減少が茨城県は他県に比べて鈍く、平成27年度の猫殺処分頭数は47都道府県中ワースト10位であり、関東1都6県中最下位です。県ではこのような状況に鑑み、平成28年12月【茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例】を定めました。この条例(以下県条例)は県民が一体となって犬猫殺処分ゼロを目指すことを謳っています。

取手市は、NPO団体や個人ボランティアの方々などの自費による保護活動や啓発活動、獣医師の協力などの継続的な努力により、現在県内では犬猫収容頭数の少ない自治体の一つを維持しています。しかし、今後市民の高齢化により終生飼養が困難となる事例、多頭飼育崩壊事例、保護犬猫の飼主候補の減少やボランティア活動の限界などが予想されます。また、収容頭数統計には表れない実態として、犬猫の遺棄や不適切飼養、所有者不明の猫による環境問題に地区住民が苦痛を感じつつも忍耐を継続している現状があります。

取手市の近隣自治体を見ますと、牛久市が動物愛護条例を定めております。守谷市、阿見町は動物愛護協議会を設立し動物愛護条例を定めております。また、牛久市、つくば市、河内町で犬猫の不妊去勢手術への助成制度が設けられております。

取手市においても、犬猫の好悪に関わらず犬猫問題で市民が悩まされることのない住み良い取手市を目指し、市内各地区、個別事例に相応しい様々な施策を柔軟に実施していくことが必要と考え、下記の項目を請願いたします。

・請願事項

1. 県条例第9条記載の協議会を創設すること。
2. 上記協議会では、収容される犬及び猫の頭数を減ずるための協議に加え、取手市内各地区、個別事例などに柔軟に対応可能な動物愛護施策を協議すること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

平成29年2月15日

請願者代表

住所 取手市双葉1-30-6

氏名 山本佐代子 ほか539人

取手市議会議長 殿